

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案 (概要)

厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課

中小企業退職金共済法施行規則の一部を改正する省令案（概要）

I 改正の趣旨

独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という。）が令和5年3月に策定した中期計画（第5期）において、建設業退職金共済事業は「共済契約者が保有する建設業許可番号等を活用することで、共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化を図る」こととしており、当該計画を踏まえ、必要な改正を行う。

II 省令案の概要

（1）共済契約者の住所等の変更手続のワンストップ化

機構が一般財団法人建設業情報管理センターから建設業許可番号に紐付けられている住所等の情報の提供を受けることで、建設業許可番号を機構に任意で提出し、機構が住所等の変更の確認を行うことに同意した共済契約者については、機構への住所等の変更の届出を不要とできるよう、必要な改正を行う（※）。（中小企業退職金共済法施行規則（以下「施行規則」という。）第104条）

※ 機構においては、建設業許可番号との連携に加え、法人番号等の公的な仕組みによるデータとの連携も検討していることから、機構が定める方法（約款に記載）により住所等の変更を確認することに同意した共済契約者について、変更の届出を不要とする。

（2）共済契約者証票交付の取扱いの明確化・電子化

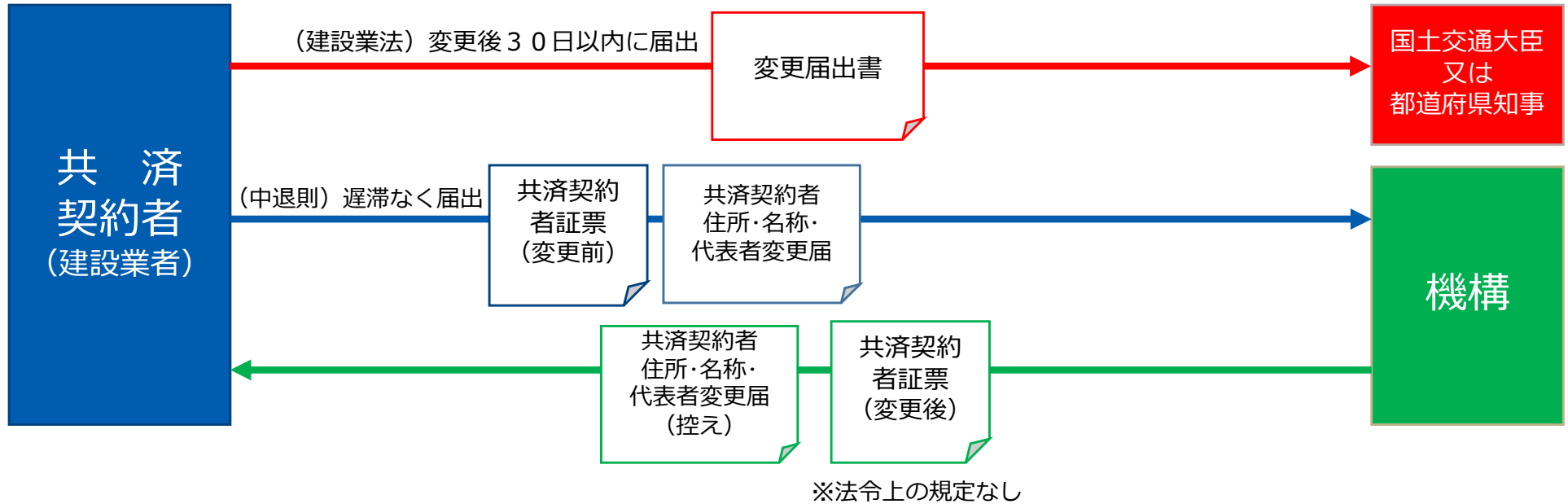
従来、共済契約者から住所等の変更の届出があった場合には、機構は共済契約者に対し新たな共済契約者証票を交付していたものの、そのような場合に共済契約者証票を交付することが施行規則上明文で規定されていなかったため、共済契約者証票を交付しなければならない旨を明確に規定する。また、共済契約者証票の交付を、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとする。（施行規則第78条）

（3）施行期日等

令和5年10月上旬公布
令和5年12月1日施行

(参考) 住所等変更時の手続の比較

現
行



ワ
ン
ス
ト
ッ
プ
導
入

